

議会運営委員会

平成18年4月12日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子

○飯高 昭二

松田 正

小野 隆雄

坂口 徹

三木 誓士

中西議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、松田委員

委員長

おはようございます。委員皆さまには、大変ご苦勞様でございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。

会議録署名委員に、飯高委員、松田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布をしておりますレジメのとおりでございます。それでは、レジメにそって進めてまいります。

まず1. 継続審査案件ですが、その（1）町議会の財政健全化と議員定数についてを議題といたします。初めに、その①斑鳩町財政健全化検討住民会議からの公開質問状に対する回答についてを議題といたします。お手元に、回答案を配布させて頂いております。町議会として回答いたしますことから、委員皆様のご意見等をお聞かせいただき、議会運営委員会において取りまとめていきたいと思っております。これにつきましては、私の方から第1案でおよそまとめたものを全委員さんにお配りをまずさせていただきます、その後、委員の皆さんからご意見をいただき、また少し手を加え、再度ご意見をいただいて、三度目手を加えたものを、本日皆さんのお手元にお配りをさせていただいているところでございます。今日お配りをしているものでご覧頂きまして、14日が広報の方、最終校と言いますか、色々な広報の原稿の方の手直しなどの最終的なまとめを、この14日に広報編集委員会が行われます事から、今日、委員の皆さんからもしご意見をいただきましたら、そこまでに、14日までに間に合うようにまた、手直しの方もさせていただけたらという事を考えているところでございます。何かこの回答の内容の事でご意見がございましたら、お受けしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

三木委員 10行目、ダブリですか。削減され、削減され。

事務局長 これはまだ校正できてませんから。

三木委員 削れるんですね。

事務局長 はい。

委員長 これ、間違ってます。ダブってるという事ですね。

小野委員 思いつくままちょっと。前回に配布してもらったもので見てましたので、今のは直ってるところもあるんかなとか、是正されるところもあるんかなとか、ちょっとチェックできてないんですけど、もし直ってたらあれやねんけどね。まず、3段目の9行目、「今後は、」という言葉が、私はものすごく最初から引っかかっている、気になっている。今後は、という言葉は、今まではそしたらちょっといかんかってんや、だけど、この文書の流れからいったら、「住民のみなさんにとって重要なものです。」「議会運営に関することは、一般の方には分かりにくい」従って皆さんに迎合するだけでなく、「従って」とかね、「今後も」とか、そういう文書の方が、「今後は」という事は今までと違ってやります、というような事にとられても、これはちょっと委員長の考え方というのか私らの感覚と違うと思いますので、そこらちょっと熟語についてもちょっと訂正してもらえたらなと思います。だからこの流れとしては、今後は、というのはちょっとあまり適当ではないんかな、誤解を受けやすいんじゃないかなという事で指摘させていただきます。

(「委員会のところはちょっとご指摘いただいてたところは若干直して、はい。」との声)

小野委員　そうですね。4段目のところですか、「二常任委員会のところもあります
が、斑鳩町議会はこれまで、専門性を発揮する委員会中心主義を」とい
う事でちょっと加えてもらって。

（「それと二常任委員会の研究も既にしてきた、という意味合いの事も
入れさせていただいて」との声）

小野委員　それとね、この前から、発議した、法務局のあの時の意見書なんかで
もそうなんですけど、この枠組みの中の、単独町政を選択したという、そ
の政がね、私は制度の制の方が妥当ではないのかなと。町政、この政で
も間違いではないのかなと思いますねけどね、色々今まで町側も使って
るのが、単独町制というのは制度の制だったと思いますので、ちょっと
ここらも研究してもらって。

委員長　それについては、企画財政課の方と相談をさせていただきまして、企
画財政課、文書出す時にどうしてるのか、それに合わさせていただくよ
うにしたいと思います。

小野委員　そうですね。今のところちょっとそれくらい、この前からちょっと気
になるところで、一応提案という事で。

委員長　すいません。今ちょっと局長の方から字の間違いがあったので。3段
目の11行目なんですけど、「地方議会の主体性の強化を図り」という
事で、「と」が最初の文書と次変えた時に文字が残ってしまったんだと
思うんですけども、これちょっと間違っておりますので。

小野委員　その後のね、「健全化に向けての政策立案」という言葉が、こういう
事でいいのかなと、ぱっと今見た感じでね。「地方議会の主体性の強化
を図り、健全化に向けての政策」、政策というのはどうなんかな。政策
立案という言葉で。どうなんですか。

委員長 私自身は、やっぱり主体性を持つという事では、自分たち議会の方でも政策について立案できるような状況、だから、財政健全化に向けても町の方も色々計画を立ててくるだろうけれども、議会としても主体的に自らそういう町の事業についても、そういう健全化図っていくためには、こうしたらいい、ああしたらいい、というような政策立案をする能力を自らもって、やっていきたいという意味合いもあって、こういう表現になったところなんですけどね、この表現がもし悪ければ、何かいい表現がありましたらね、またご提案いただけたらありがたいと思いますけれども。

小野委員 変わる言葉はちょっと見当たりませんので、ご協議の不足ですからこれで結構です。何かいいのあったらと思ひましてんけどね。

委員長 それとですね、ここの文責なんですけど、最後に議会運営委員会としてまとめるという事になっておりましたので、おとつ、一応この議運の打合せをさせていただく中で、議長とも話をさせていただきましたんですけども、この文責については一応私の名前で文責を書かせていただき、そもそも広報の発行責任者は議長になっておりますし、こういう形でという風に思ったんですが、これについて文責についても、最終的に皆さんの確認をとらせていただきたいと思いますという風に考えてますので、それも含めましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

三木委員 今回の件ですけども、質問状は委員長と議長に来てるという事で、ここには「里川委員長記」という事で文責も里川さんがという事で、この名前を書いて出すと理解したんですが、その辺については向こうさんから、議長にも出してんだからという事で、そういうような事は言って来ませんかね。

委員長 それについてはどうでしょうか。それは図り兼ねるんですが、相手さ

んの事は分かりませんが、だから議会としてどういう風に出すのがいいのか、一応議長とも相談して、こういう形でいこかという事で話はしたんですけどね。あともう一つとしては、もう一つ考え方があるとするれば、回答、「審議を尽くします」、で切らせていただき、そこまでで私の（里川委員長記）とし、最後、「この度、公開質問をいただき、議員それぞれの自覚と責任の見直しをするきっかけとなったと思い感謝します。」という事で付け加えてるんです。これは議運の中で、お名前出させていただきますが、松田委員がこの事をおっしゃって、色々質問状に対して意見を言っていたという委員会の中で、そういう事がございましたので、この言葉も付け加えたらどうかと思って、ちょっと書いたんですが、その言葉のあとに議長名を付け加えるという考え方もあるかもしれないなど。ただ、この文章の中で二人の名前の文責というのか、するのがどうなのか。そしてそもそも、この広報自体の発行責任者が議長であるという事もありますので、どうしたものかなと思いながら、議長と相談したうえで、とりあえずはこの形で、文責を私の名前にさせていただきます広報の発行責任者が議長という、そういう形の方がすっきりするのかなという風にもちょっと考えたところだったんですけどもね。

三木委員 僕は今質問したのは、向こうが二人に出したんだから二人の名前でくれるべきじゃないか、という事を言われたいという意味で言ってるんであって、そういうところをつかれないようにね、今の議長が発行だというのはあくまでもこっちがそれを確認してるだけであって、向こう様に見れば広報は議長かもしれないけど、質問状出したのは二人に出したんだ、だから二人から回答来るのが道理やろ、そういう風に僕は言ってくるんじゃないかと思う。そういう意味では二人の名前でなんらかの形でしっかりと明記した方がいいんじゃないかなと僕は思うんです。

委員長 という事は。

(「それについて。ちょっとすいません、」との声)

委員長

小野委員。

小野委員

あのね、私はあの公開質問状の書き方自体が間違っとなるんです。住民会議に対しては、私はあんなもん、機関決定も何もしてないのに何をしとなるんだという、全く無知な連中やと、私はもう決めつけてますから。議会へね、公開質問状へ出してきて、あくまでもそれは議会へ出してる、その名前は議長なんです。そこへわざわざ議会運営委員長の名前も書いて列記する事自体が幼稚であって、馬鹿げた。そういう事を考えていったら、私はこのままでいいと思う。議会は、議長に来てあるけど、これは議会へ来てるんです。そしたら議長はそれで議会運営委員会が全部議論して、機関決定をして議長が取り計らっている。その考え方からいったら、このような形でクリアできるし、今まあ三木委員が二人に出してるんやけどと言う、言うてきてもそれは幼稚な考え方ですから、何ら相手にする必要ない、私はそのように思います。それで、これはまあ、里川委員長記という事で、里川委員長というのが議会運営委員長という事がこれで分かるんですが、もし何でしたら、議会運営委員会というのを書いて、その文責とする。それで文責の性質は、この人の意見ではないんです、文責のね。この議会運営委員会で対応してまとめた、今やってる通りですから、その文責という事ですので、あくまでも議会運営委員会がこの内容については責任を持つということから、先ほどからの発行責任者が議長であるとか、そういう事も私はあまり考える必要もないと、文責というのはそういうものだと思う。その議会だよりの責任者は議長であります、この中の文章については、私ども。それでこれは、里川委員長一人でやったのではない、議会運営委員長。議会運営委員会のまとめであるという事でね、そういう認識であったら、私はこれでいいと思いますし、もし議会運営委員長にも出したると、それから議長にも出してる、議長にも出してるという事は議会ですから、そういう考え方でいいと思いますので、あまり拘る事もないだろうし、ただ、広報には文

責、その機関、文書責任者としての、例えば委員会でも委員長記となっておりますけど、あれは委員会全体の内容ですから、そういう考え方からいけば、別段二人の名でいったりそういう事を分けてするとか、そういう事は私は必要ないと思います。意見として。

委員長

そうなんです。実は私も考えたのが、議長はこの質問状をお受取になった時に、20日に議運があると。20日までに回答くださいという事になっておりましたが、20日に議運があるからその議運の方で諮らせていただいて、という風に相手さんの方に、議長の方もご返事なされたという事ですので、そして議運で議論していただいて、結局この公開質問状については、議会広報で回答させていただくという結論を出したのも議運なんですね。ですから、それで議運でそういう結論出した事を議長はそれで良しとされてますし、議長が独自の判断をするのではなくて、議会にきたものについては、議会運営委員会の議論を仰いで意見をまとめていただきたいという風に議長の方からも言われておりますので、私としてはその流れからいきまして、こういう形をとらせていただいたらいいかなという風には思ったんですけども、ご心配な点も分かるんですけども、連名というのか列記をするという事自体が、どうなのかというのも、私もちょっとよく分からないものですから。それで今おっしゃった小野委員のご意見の中で一つ、私もちょっと思ってたのが、そうなんですけど、各広報の中で、常任委員会、総務委員会とか議会運営委員会とか書いて記事書いた後に、誰々委員長記、と書いてあるのはもう既に前に委員会がありますので、それはそれでいいと思うんですが、これに対しましてはね、やっぱり今おっしゃられたように、改めて議会運営委員会としてこの内容について精査をしたという事を、より分かっていたくために、そしてこの紙面については独立した紙面になりますのでね、今、小野委員がおっしゃられたように議会運営委員会として、やっぱり後ろに付けさせていただく方がいいかなと。議会運営委員会を前につけて私の名前で文責を、という形をとらせていただくのがいいかなという風には今、私もちょっと思ってたんですけど。三木委員。

三木委員 小野委員おっしゃるのも、私も分かります。何度も言うようですが、ね、検討会議の方もやはり委員長と議長に出すにあたっては、じゃあ出しとけばいいやというもんじゃないと、かなり。じゃあ誰に出せばいいんだ、という事は熟慮したと思うんですよ、そういう意味ではもしかしたら総務にも相談したと思うんですけど。

(「してないけど。勝手に出してる」との声)

三木委員 でね、いや、簡単に二人に出しとけというもんじゃないと、私は思うんだけど、そうした場合に、今言ってる話については納得いきますけども、後でしこりを残さないという意味で、私言ってるわけなんで。もしね、これ、出来る、出来ないかは分かりませんが、こういう回答の仕方をするという事を事前に理解してもらおうという事はできないのかな。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 再開します。

文責の関係につきまして、また記事の内容につきまして、ただ今、委員皆様から休憩中ですが色々ご意見をいただきました。とにかくこの文章にはリードがないという事では、少し不親切な書き方になっているかという風にも思いますので、最初にリード分を付けていくと、後ろに書いてある4行についてはそのリード分で活かしたいという風に考えます。そして最終的な文責につきましては、議会運営委員会としてこの文書をまとめさせていただいた、ご意見をいただいたものをまとめさせていただいたという事で、文責につきましては、議会運営委員会の委員長名での文責という形で書かせていただくという風にさせていただきます。

す。

なお、引き続きましてこの文章の内容につきまして、ご意見がございましたら委員の皆さんからいただいていたと思います。

小野委員　　ちょっと、広報委員さんの仕事になるのかなと思うんですが、2ページ目の一番上の中ほどの、「斑鳩町の議会費は、」というところなんですが、この「斑鳩町の議会費は、一般会計の1.2%ですが、」ときてまた「と思いますが、」というのがきてますので、ちょっと言い回し的に、例えばですよ、「斑鳩町の議会費は、」というのをちょっと後ろへ回してしまって、「議会費について他の町村のことを言われてますので、他の町村の議会費はどの程度か調査済みと思いますが、」そこへ「斑鳩町の議会費は、一般会計の1.2%です。」といったん「。」で止めてしまって、「斑鳩町議会のこれまでの経費削減の自浄努力と民主的な議会運営の現状を理解できないと言われ、理解しようとしていただけないのが残念です。」とここで段を一段変えて、そういう編集をしていただければ、より分かりやすいのかなと思うんですが。

それとね、2段目の中ほど、「今後の、財政健全化計画は、議会と相談しながら、18年度中に策定すると、町は考え方を示していますので、」というのを、まず一番前へ、「町も今後の財政健全化計画は、」という事で「町を」をここに入れてもらって、「18年度中に策定すると、考え方を示していますので、」の方が分かりやすいのかなと、細かい話なんですけどね、ちょっと提案させていただきます。

委員長　　他に何か。三木委員。

三木委員　　委員長に確認なんですが、1ページ目の一番最後の、また、議会運営委員会では、14回の委員会を開催し、より良い議会運営と開かれた議会を目指しつつ、協議を積み重ねてきています。そして、議員定数云々で15人、14人、13人、12人ですが、これは議会運営委員会の中でこういう数字が、人数が出てきたと解釈していいんですか。

委員長 いえいえ。

(「全体のですか。」との声)

委員長 全体です。全体の意見をいただいた中で、議会運営委員会でこれをどうしていくのかという事で議論してきてますので、それは委員の方がご承知だろうと思えますけれども、一応議会全体の意見を組み入れたという事で。

三木委員 はい。それとね、2ページ目の2段目の真中らへんの、小野委員が言ってるところの、「各常任委員会などで、十分参考にさせていただきます。」という事ですが、これは常任委員会の方で参考という言葉になってますけど、何か意図がありますか、何か常任委員会の方で諮るとかいうような事。

委員長 当然ね、行政全般の計画になってきますから、それで私たちは常任委員会制度、委員会主義とってますから、委員会でつっこんだ議論をそれぞれしてるわけですね。行政は全て3常任委員会に分かれていますけれども、その事を言おうと思えば、やっぱり各常任委員会ではつっこんだ議論ができるという事から、やっぱり委員会主義をとっている私たちとしては、ここでやっぱりその常任委員会が活発に、今後そういう議論をできるようにしていくという意図もありまして、でないと、常任委員会で深くやらん事には、どこでやんの、という話になりますのでね、行政全般の事ですからね、計画作っていくのは。そしたら各計画の中で、自分が所属する常任委員会に関わる問題については、その常任委員会で、ここはおかしいやんか、これはどうやのんと、いう事を常任委員会でどんどん議論を、私たちの方からしていけばいいわけですからね。ですから、常任委員会は専門性を発揮して、その計画を作る時にでもあれです。でも最終的には、最終的な取りまとめというのは、言わば補正予算なんか

と一緒に、各常任委員会で色々、その常任委員会にかかる問題については常任委員会で色々議論ありますが、最終的に取りまとめをするのは総務委員会になるとかそういう問題もありますけれども、でもこれらの計画については、それぞれの常任委員会では自分が担当、所管となる分野の問題については、積極的に関わっていくべきであるという風に私も考えてますので、各常任委員会でこれが議論されるべきであるという事からこういう書き方をさせていただいてるわけですけど。

三木委員 私一言で、議会でも、という事でもいいのかなと思ったから、あえて今聞いたんでね。各常任委員会でそういう事を今後も諮っていきたいという意図だという事で、委員長がおっしゃったんで、そういう事であるならば、問題ないならば。

委員長 委員会主義やから余計ね、そういう風にわざと言ってるところもあります。
皮肉じゃない、素直にそう思ってます。

三木委員 ありがとうございます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 よろしいでしょうか。

そうしましたら今日ご意見いただきましたものを、今度14日に広報編集委員会がありますので、それまでにまた少し手直しをさせていただいて、14日の広報編集委員会の方へ提出をさせていただくようにしたいという風に考えますので、委員皆様にはそれでご理解をいただきたいという風に思います。

委員長

この件については、終らせていただきたいと思います。
よろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

公開質問状の回答につきましては、以上で終わります。

次に、継続審査の二点目といたしまして、②検討項目の取り纏めについてを議題と致します。

次の5月の役員改選までに現議長に答申することとなっておりますので、今日まで各項目を出していただきまして、色々、ご意見をいただいて参りました、検討していただきおりました案件、まだ最終的な結論に至っていない項目などもございますので、本日一応の取り纏めをしていただききたいと思っております。委員皆さまにはご協力の方をよろしくお願い致します。

議員定数と議員報酬削減については、先の3月議会最終日において条例改正の議決されたものもあり、整理をさせていただいておりますが、取り纏めた記載の内容や、まだ結論が出ていない項目について、引き続きご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、それではそのように進めさせていただきます。

今日、資料として、項目の入ったものが入っていると。NO1から18までということで、決定事項という所に少し書かせていただいているものもございますけれども、これに基づきまして、各項目進めさせていただきたいと思っております。

まず、1. 議員報酬ですが、これは先程も申しましたように、3月議会の方で、もう提案をしていただき、議決をいただいている件ですので、

1. つきましては、こういう確認をさせていただいておきたいと思えます。なお、議長に答申をする場合ですね、議員報酬についてはこういう考え方をして、議会でもした、ということですがけれども、当分の間ということでもさせていただいたということにつきましては、報酬審議会、本来はやっぱり報酬審議会の答申を待つべきであるというご意見を、この議会運営委員会の中でもいただいておりますけれども、その件については、答申の中にその文も付けた方がいいのかどうかということもちょっとおっしゃったわけですが、委員の皆さんからそれについてご意見ちょっといただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

小野委員 今の、あれは、条例改正の手法としてね当分の間ということで特報審の答申を受けるという、受けなきゃならないというようなことでもないように私は理解しているんですけどもね、今までから、上げてくる方については特報審の設置目的がね、町長はそれを、その答申を受けて、報酬の条例改正をするということになってるからということで、やってきたことだけですけどもね、別段、今のこの議員報酬の検討事項としてね、そこまで加える必要は私はないと思いますので、このようなことでいいかなと思うんです。特報審云々の話も付け加える必要は、私は議長への答申としては、いらぬのではないかなとそのように思います。

委員長 今、委員の方から触れる必要はないのではないかなというふうに申されておりますが、それでよろしいですか。ただ、こういうふうに決まって今後の、現在の議会運営委員会でこれが決まったということで、こういう方向だけ答申させていただくとくということでもよろしいでしょうか。本来なら特報審の結果を待つべきところだったけれども、あえて、議会運営委員会としては、こういう結論を導き出したという形をとって、今後、特報審の動向も見なあかんというニュアンスもあるんですけども、そういう文言を付け加えて整理をさせていただく方が答申としてはいいかなとかちょっと私自身は思っておったんですけどもね。

松田委員

僕はね、答申の関係はね、諮問があった時と同じ様な格好でね、諮問内容ちょっとここに持って来てないんですけど、諮問内容がどうなるかによるけどね、はっきりしたらええというのは、議員報酬はですね、ここに書いてるように、18年度から7%相当額を減額すると、すでにこれは条例改正を行なったということ、二つ目の議員定数は現行の16名を1名減員し、次期改選時から15名にすると、これも議会でもって条例寄稿したということ、そして、その2の関係のイとしてはですね、議会は委員会主義を運営の基本としてですね、1常任委員会の構成を5名最低確保をすることを前提に3常任委員会制とするということ、それから、法改正によって議員の常任委員会数の複数参加認められることになった場合には、改めて、現議会運営の法律化について検討すると、ここにも書いてるとおりなんです。そして、その他の議会運営に関わる問題課題として、議論した事項について、本日段階における集約内容は、別表のとおりというふうな格好にしてですね答申をして終るということにした方がええんとかやうかというふうに思いますけどね。やっぱり、経過と結論というより、だいたいこういう段階での集約状況としてこう書いて、そして決まったら案件についてはそうという関係にしてほんで答申をするという格好で纏めていただいたらねいいかなというふうに思いますけどね。だから、それでほとんどはあんまり変わらんとするんですよ。別表にしてね、そうすればこのそれ皆書いてあってね、あと初めの関係、議員報酬とかの関係だけはっきり答申として申し出る、後先になったけどもね、条例改正してしもたんやから。だからそういう処置をしたと書いてあわせてしたらどうですか。で、今後は引続き検討中と、ここでも検討中とそういうことしてんねやから。そこで一つの疑問残ったという形で。いつまでということのうちは言うてないで。ちゅうか検討会議にはいつまで言うてるけどね。だからうちは、改正を待っていっぺん検討する必要があると。そのことについて、今度新たに町がどう審議されるかどうかは別問題、現時点での、私の任期中に答え出せと言われる分については出してしまおうということやから、そういうことでええ

んどちゃう、と思いますけどね。ほんで更にこの別表の回答の関係で残ってる分についてですね、ですけどとか質問されるかどうかは別の問題や、ゆうことに、悪いけど早いことそうしてしまおうな。

委員長

はい、わかりました。今、松田委員の方からもご提案ありましたように、既に決定した事項、少し後先なりますけれども、決定した状況について触れ、その他の点につきましては、別表という言葉を使いまして、今日お手元に配らせていただいておりますけれども、こういうふうな形で纏めたものをこの答申に付けるというふうな進め方をしていきたいと思っておりますので、委員皆様にはご理解いただきたいと思っております。

そうしましたら、この中で、議員報酬そして期末手当についても、既に確認をさせていただいております。7%減じた額により支給を決定していくという形での確認はもう既に済んでおりますので、あと、3. 視察研修についてなんですけど、県外視察研修は1泊2日を限度とし、視察内容を含め引き続き検討していく。とうことで前回までにご意見をいただいているところですが、これにつきましては、もう、このままでよろしいですか。付け加えることはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

はい、そうしましたら、3. はそういう形で今後の検討も含めてこのように書かせていただいております。

4. 日額支給における附属機関委員ということで出てますが、この附属機関につきましては、前回の委員会で、原則、委員選出を行なわないということで、皆さん方にも一致したご意見いただいたところなんです。これについては、法令で定めるものを除いて、原則として委員選出を行なわないということにさせていただいて、前回上がってございました分についてですね、4つ、3月4月で任期満了になります斑鳩町表彰審査会とそれから青少年問題協議会、社会教育委員、廃棄物減量等推進審議会ですね、この4つについては、もう選出を行なわないということで、前

回終わったんですが、これまで選出してきてます委員会、審議会など他にもあるわけなんですけれども、これにつきましては、法令で定めるものを除きと言ってますが、先日、部長会がありまして、局長の方から部長会で、議会の方では一定そういう方針を出したという報告もしていただいたんですが、あとまだ色々残ってる委員会についてね、どのように考えたらええのかという問題も、私もう少し議運の中でも議論をいただいといた方がいいのかなという点もあるんですが、もしあれでしたら、局長の方からその時、部長会で報告していただいた時の様子など含めて、説明があるようでしたらお願いしたいと思います。

事務局長 附属機関の委員選出の関係につきましては、前回の議会運営委員会でご審議していただきましたように、法令で定めるものを除き、原則として議会としては選出しないということで部長会の方でご報告をさせていただきました。町としては、各関係条例規則等について、議会の意向を受けて、改正をさせていただいて、他の規則関係もたくさんございますので、あわせて各委員会の方へ出していきたいということで、時期についてはいつになるか今のところわかりませんが、今、本日資料としてお渡しさせていただいております、この資料を行政側の方にお渡しさせていただいております。それからこの資料の一番後ろですけれども、今日までの方針と今後の方針ということで一行入れさせていただいたもので、行政側の方にお渡しさせていただいております。議会としてはこういう意向であるということで、各規則要綱等に色々関係する部分がございますので、そこらもあわせて検討して構成の方考えてほしいということもお話をさせていただいております。

今、委員長の方からお話がありましたように、全ての委員会がそれでいいのかどうかということもあるわけなんですけれども、原則として議会としては選出しないということで、3月、4月の分については、各担当課の方からも問合せがございましたが、部長会でも報告させていただいておりますように、選出はしないということでご留意くださいということで、お伝えさせてもうてますのでよろしくお願いをしたいと思います。

委員長

ただ今、局長の方からもその時の状況などもあわせて報告をしていた
だいた訳なんですけれども、私自身もこれを見させていただく中で、
法令とか関係なくですね、例えばそのこの表の二番目にあります斑鳩町
生活安全推進協議会というのがあるんですけれども、この推進協議会
中の、なんていうんですか、賛同というのか、協同している中に議会と
いうのがここに入ってたんじゃないかなっていう、これちょうどたまた
ま総務委員長を例とするということで、前年の委員長、松田委員でした
ので松田委員がここへ行っていただいているんですが、こういう、これ、
こういうふうにね、実行委員会形式だったり、そういうふうにその連帯
して一つの何かをつくるというところに、議会として名前が入ってるや
つなんかについてはね、議会からの代表みたいな形で議会から送り込ま
んと仕方がないのかなというふうに思ったりするような内容のものも少
しあったりするんですけれども、こういう事も含めましてね、議会とし
てはどうあるべきなんかないか、これがね生活安全推進協議会というのは、
もう18年5月31日です。せやから本来次の役員改選このままでいく
と役員改選で総務委員長になった方がどうなるのかということなんです
が、但し、そのそういう議会として、その一緒にやりましょうというこ
とになってるのか、なってないのか、そこの所がちょっと気になる所な
んですが、そういうものでなければ、原則、選出しないとうことであれ
ば、選出しないでもいいのかなというふうに思ったりするわけなんですけ
れども、そこらあたりも含めましてちょっと気になる委員会ですね、気
になるこういう附属機関の関係であったり、今まで斑鳩町議会が選出し
てきているものについて、皆さんからそれぞれちょっとこの委員会はど
うなんやろとかいうようなご質問なりご意見なりがあったら、伺ってお
きたいというふうには思ってるんですけれども。いかがでしょうか。特
に議会側として別にないと、行政側がそれで整理したらもうそんでよし
という考えでそれでもうよろしいですか。で、行政側の方からこれにつ
いてはこうだから議会から選出してもらわんな困るんやということで行
政側から上がってきた分については、議会として応えていくと、それぐ

らしい事でよろしいですか。考え方としては。

松田委員

あのね、今たまたま例で挙げられたこの斑鳩町生活安全推進協議会ですけどね、これほど形式的な会議ないなと思うんですわ。ほんまいうたら。これ年に1回あるだけや。で、このメンバーちゅうとね、どんなにかていうたらね、行政側とね議会と交通安全協会か、とよう似たやつで交通安全母の会とそれから交通安全のなんとか分会ちゅうのもあるんやな、そういう関係とそれから警察と社会教育委員会の長とそれから自治会長、現行の、それから青少年協議会の会長というふうな関係でね、各協議会やら安全協議会とかそういう関係のね、関係あるとこの長が皆来てんねや。ほんで年に1回だけや。こんなほんまに必要ないんやろかな、交通安全協議会が協議会だけで他の関係は解散して統合してしまえば無駄なしでいいんやけどね、同じものみんなこう集まってこうしてるだけ。ほんで年に1回あるだけや。事の、時の要請かもしれんけど生活安全でゆうねけども、何にもしてないんやで。ほんまのどこ。俺はもう1年にいっぺん行ってんねけど今度行かなんねや。だから、そうかというて交通安全推進協議会であれこないだかてホールであったわな、年に2回ほど。あれかって別に交通安全推進委員になんか責任持って来いと言うてないやん。あれかって、会長と副会長が召集してるだけのことや、警察が行ってやってるだけのこっちゃ。わしら一般参加や。まーいうたらな。まーええ加減なこっちゃわこれ。そーかていうてこんなもんない方がええということかどうか知らんねやけどやで、あんまりいい活用してないな。ほんまのどこ。もうだぶって、だぶって、だぶって、それで、それらの安全の関係入ってる組織のあるとこの長だけ来てるということですわ。だからあれ会長は自治連合会の会長かな。ほんで副会長が助役なってんのかな。町の。いうふうな格好ですわ、もう。まーこの形式的や。だけど、だから形式的で各団体のえらい方が入るさかいに、議会が入らなおかしいと言われてるんやろけどな。おそらく。

委員長

なんかそういう事だったと私も思ってるんです。協力団体として議会

という名前があったんじゃないかなと。

松田委員 えろ意義があるもんでもないなと思うねんけどな。ないわほんまに。

委員長 そういうものについては少し難しいのかな、議会としてあがってたら議会からの代表行かなあかんのか、それとも議会は協力するけれども代表は送らないよと、そういう会議には送らないよと、ただ、案内とか頂いたら協力はもちろんしますよという姿勢でええのか。そこのところも十分また行政側もそういうふうに部長会で言ってますので、精査はしてくれと思います。けれども、あと一つは、ちょっと私一番本当は心配しているのが、消防運営委員会なんですけれどもね、この消防運営委員会については、総務委員が全員、運営委員となるということでいってるわけなんですけれども、この消防委員会も規則の中で、まあ規則を持ってまして、規則で総務常任委員会委員を全員、委員とするような内容で進めてきている状況があるんですけどね、これも多分行政側は悩むと思うんですよね、原則選出しないと言っても、この消防運営委員会はちょっと大変なんかなこれこそ思ったり、私もちょっと心配だったんですけども。

小野委員 あのね、消防運営委員会についてはね、議会から誰も行かないとなってしまうたらね、結局、消防団の幹部というんですか、本団の団長と副団長、それから分団長と1から3までの分団長と副分団長の、本当のその消防団の幹部だけの運営委員会になってしまうんです。それでね、そしたらそれが消防運営委員会としてそんでいいのかなということにもなってくるかなと私も心配してることは心配してるんですがね。今、色んな財政健全化の事も含めてのね、この委員会に選出を原則として、この前の一応確認させてもらった様な、法令で定めるものを除き、原則として行かないという、それとの兼合いでね、そしたら一つ一つやっぱりチェックしていく必要も当然あると思います。先程の生活安全推進協議会、早速、この方については一年ということで、任期は書いてないのか。

本来もう行かないということ言ってるんか。

委員長 いえいえ、総務委員さんが行くことになってるんで、改選あったら今度また総務委員さんなった方がみんな行くということになりますので。

小野委員 この消防運営委員会という組織がね、議会がなしで他の民間の方とかね、の方が入って運営についてまた協議してもらえるような、運営を図ってもらうような形に委員会のあれが変えられんねやったら変えてもらった方がいいと思いますし、ただ、今の構成では半数が議会ですから、それがそっくり抜けてしまうということについては、ちょっとすぐできんねやろかなということがね、その点また色々決定してもらったらいかなと思うんですけどね。

委員長 消防運営委員会の規則と先程、私申し上げましたけれども、この規則にはね別に総務委員とか何人とかいうのは書かれておりませんで、任期は一年で委員は斑鳩町議会議員及び消防団員の内から町長が委嘱するとなっております。ですから、特段何人ということもないし、総務委員会全員というのは議会側が、議会側との関係の中でなんか慣例的になってくるものなんだろうなということは思うんですけどもね、全員が行くことがどうなのかという問題もあるとは思いますが、その辺まあ。

松田議員 あのね、この消防運営委員会の関係はね、うんともう性格が変わってきたんですわ。で、一番初めの関係ちゅうのはこれもっていたのは、大体ね柿本消防団長の時分できてね、斑鳩町の消防機具の関係の充実強化という関係が課題になっていてね、今まで、消防自動車なんかなかつたんや。そして、結局、施設の関係、各大字ごとに興留やったら興留と欲しいなと思ってたけどそこのはまあ入ってないけど、とにかくね、消防機具機能の関係を充実強化するための予算要求の場としてね、始まってきたんですわ。ほんで、議会に陳情せんならんという関係になって、議会のほんで所管はどこやというたら総務委員会。だから総務委員会にこ

う陳情、消防団から注文を受ける場やったんです。で、ところが、このたまたま、役場の関係でもね、中川君が消防の係長やってる時分に、やめたあの、あの時分に、消防団の関係、予算の関係もあるしやけども、計画的に機器の整備をすることにしよやということで、計画的にすることにしてね、消防自動車を一分団二分団三分団かえて、大きいやつをね、それから可搬式を皆揃えることにしてと、今度は衣服なんかを揃えてという関係、皆計画的に揃えてってそれでそれをローリングしてこの予算を計上化して、特別に増えるという様なことのないようにしてきたんですよ。ほんでそれが充実して、一回り揃えてしてしめて、もう今消防自動車買う団体も今年位からないようになってきてるわけや。ほんでもうあとちょっと機具とかその他の関係、着るもんな、なんかをちょっと整備しよかというところまで来てるから、もう報告だけに留まってるよ、ほんでよう見てもうてると消防団は言うてる訳や。夜警も初めは全員で行ってたやつを、議会も、全員ていうか希望者だけ行ってたんや、希望者ちゅうのか知らん特志者だけやな。それを今度そんなんでやっぱ具合悪いしということになって、各委員会毎に年末警戒に参加するようにしよやと、議会も関心持つようにそうやって。かなりその消防団と議会との関係がうまくこうなったんですよ、ほんでなってきたもんですから、今頃の関係はね、消防団が運営委員会では文句言うなという内輪の関係になってる。ほんで文句を言うた要求の関係については、初めに担当者としてくと、いうことになってきてから、まあまあという関係になってきているんですね。ほんで、構成というのは本団役員3人と各分団長、消防6人、総務委員会の連中6ということになっている。ところが、あのほんで年間で決めた事やとか業者と消防の関係の補助費の関係とかだけを審議して大体了承、ほんで、消防に注文する関係やとかなんとかいってるのは、議員の方からむしろ積極的に意見がないかとうことを意見を問いただしたり、意見を言って貰ったりというようになってきてるんですけどね、あの、僕は消防運営委員会がなくなったらいいという風には思わないんですね、ただ今、小野委員も言われるように、形は変わってきてるんでね、議会と消防団ではなしに、議会、あの消防

団、議会も出てもいいと思いますけど、消防団とそれから私設消防団、あの18ほど今あるんですか、そういう関係の代表全部やと言われるさかい、全部でのうてもええと思うんやけど代表とか、ほんで消防、常設と私設消防とか。西和の関係は一つもないんですよ、入ってないんですよ。これまた婦人消防団が持ってるやいいんですけど、婦人消防団は持ってないし、ないんでしょう。で、幼稚園の関係でもないですよ。王寺なんかはあるんです。だから斑鳩町そういうことなかなかいっぺんやってみたけど、費用だけいって結局できないと。運営委員会の運営委員そのもののあり方をいっぺん検討する必要があるのかなという風に思いますね。そして、それに必要な関係で運営委員会があつて、そのもとでどうしても議会からその関係その他もあつて出んなんというのなら出るとか。いうことを考えんなんしょうがないのかなと。ところがそれやっていってもあんま変わりばえがせんなというのが消防とか、各、消防はあんまりそういう事をしてくれとは言うてないんだ。煩わしいだけやから余計に。ところが、やっぱりそういう組織の見直しをするという関係は必要かもわからんね、ある意味では。ところが、消防の予算ちゅうのはほとんどもう丸飲みする位、議会了解してしもてる。昔はもう喧嘩腰やったわけや。殴り合いまでしたぐらいでね、やったんやけどね。消防みたいな、消防が、ちゅうようなことを言ってみたり、議会が、て言われてみたりね、色々した関係もあつて、そういう関係もそういうな風になってきた。非常にええことできた。この近傍町村でも一番いいんじゃないですか。斑鳩町の消防との議会との関係については。そういういとこまで進んできたということの悩みですやな。だからもう少し発展的にもう少し考えた方がいいのかなということはあると思いますね。

委員長

あの、今委員からもご意見いただいておりますけれども、この消防運営委員会につきましても、今後の委員会のあり方などの検討も必要だろうということも含めましてね、とにかく行政サイドの方も各種附属機関のあり方がどうなのか、このままでいいのか、やはり今後どのように委員数のことも含めてね行政側がどのように考えていくかということのもあ

りますので、一定、今ご意見をいただいておりますけれども、そういった前向いた、前向きな委員会運営となるような構成なども考えるべきであるという意見をまた行政側に対しては申し上げるとしてね、あと行政側の方から、いやどうしてもという要請がある場合はやはり受けていかなければ仕方がないという考え方も、今、示されたように思います。ただそれが総務委員全員ということでもいいのかどうかということについては、やはり組織の見直しということを含めて、今後どうなるかわかりませんが、とりあえず行政側にそれぞれの担当で色々考えてもらった上で、また示していただくということでもいいかなという風に思いますので、今後、行政側がね、執行機関の方がどう整理してくるかという問題もありますけれども、議会としては差し迫って、やっぱり近づいてくるものについてはね、余計に考えないけないなという問題もありましてね、ちょっともう役員改選と共に付いてくるこれらの消防運営委員会なんかが特に、私、気になっておりましたので、お尋ねをしたということがありますが。

そうしましたら、相対的にですね、やっぱり執行機関の方で一定の整理をしてもらって、その整理に基づいてどうしてもこれは議会から出てもらわなあかんということについては、議会としても応えていくという考え方で行かしていただくということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、附属機関に関することにつきましてはそのことで終らせて頂きたいと思います。

ここで少し休憩を取らせていただきたいと思いますので。55分まで休憩いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長

それでは再開をさせていただきます。

引続きまして、各項目の確認をさせていただきたいと思います。

次、5. 政務調査費については、ここに書かしていただいているように、法的に認められているものであるが、財政状況等を勘案し支給しないこととする、ということで最終結論とさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

その次ですが、6. 議会広報を挙げさせていただいております、議会広報については色々なご意見も頂いた経過もございますが、先程の公開質問状の記事の下の所にこれ広域7町の議会費の比較という所で、これ私が事務局に行って18年度の予算であるとかいう資料を頂いた中で、あと細かい所については、各議会事務局連絡をとりましてね、聞き取り調査をして、数字をこういう風にまとめさせていただいた表なんですけれども、あの概ねですね、斑鳩町が今回85万9千円ということで議会広報のほうが、もうこれ落札したわけですよ、予算額か、予算額で、でも入札終わりましたね、入札が終って若干下回っているような状況になってたと思うんですけれども、ところがまあ当初予算でこの85万9千円組んでますけれども、他の町からですね、斑鳩町さん二色刷りでなかなか立派なものをつくっておられるというふうに、えらいあの聞き取り調査をした時には評価を頂いておりましたけれども、こうして見えますと、以外と予算だいぶ頑張ってるね、低い予算の中でやって頂いているなということが見えるんですけれども、これにつきましてもいかがでしょうか。住民皆さんに議会のことをお知らせする議会だよりということで、色々なご意見もあったかとは思いますが、この現状で更に充実に努めていっていただくということぐらいで、議会広報の方はそれぐらいのことでよろしいでしょうか。

三木議員　これ、今業者どこでやってます。

事務局長　アイプリコムの方で平成18年度はやっていただくということでございます。

三木議員　たしか年契約でしたね、これは。だから安いところでということやられたんじゃないかと思えますんでそう理解しておきます。

小野委員　これ7月の時ですかね、町の広報と一緒にしたらどうやということ提案をしたのは私なんです、その時も色々意見をいただいてね、また今、委員長の方からもこういう表も広報の方出していただいてということで、今の纏め方で私はいいとそう思う。ただね、これは広報委員会の独自性ちゅうかね、その事でも前々から気づいてて私自身も委員長昨年させていただきながら気づきながら、どうのこうのやらなかったということね、今のもちろん文責のあるその委員長、各常任委員長の記事なんです、なんか委員会での本来のと言ったらあれですが、委員長報告そのままの要約したような原稿になっていってるとやないかなと。どちらにしろもちろん議会で付託されたものについてはこういう具合にして審議してますということも大事ですけども、また、色んな視察とかそういう事についてね、こういう事もやってますよ、皆さんの費用を、税金を使わしてもうてこうして行ってますと、だけど、それはあくまでも物見予算でもない、住民のためにこういう視察をやってますと、あながち旅行に行くとんのと違うかと言われがち行政視察ですけどね、そういうなんについてね、もっと詳しい内容、そしてそれがどういう具合に活かされてくるのか、各常任委員会でもそこでの挨拶でも帰りの挨拶でね、皆さんのこの今日の会議を活かして斑鳩町のために役立てますと言うて、皆挨拶して帰ってんねんけど、全然そういう思いもなく参加しておられるんじゃないかなと思われるような議員さんもおられるし、そういう事ももっと詳しく、あーこういう事もやっぱり斑鳩町のここへ活用する、できないかということで勉強しに行ってるというような記事も

ね、また、付託された議案でしたら結果っちゅうのは出てくるし、その内容についても、ちょっと検討していってもらいたいなということもあるんです。だから今纏めていただいた部分について、内容についても今後ということで、やりながら今のままでということでそれで結構と思います。

委員長

今ご意見頂きました件につきましては、また議会広報、私自身も編集委員として入っております、まだ今週、編集委員会もございますので、こういう意見があったということは、また編集委員会の方へは申し上げておきますが、ただ、議会運営委員会としての議会広報の項目につきましては、先程申し上げました様に、現状、結構低い金額で他町と比べましてもね、頑張っているのと、更に住民の皆さんにわかりやすい充実した紙面へと努力していただくとということで、もう現状維持をしていただく形で取り纏めの方したいと思います。それでよろしいですね、広報につきましては。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、次の、7. 会議録ですが、会議録につきましては私が作りました資料の方も斑鳩町一番高くなっていますが、これは速記の委託料ですね、速記の委託料も入りましての会議録としての予算額です。これについてはもうほんとに斑鳩町が一番高い数字にはなっているところなんです、ただ、斑鳩町が他町に誇るというたらないですけども、一字一句間違いなく正確にその会議の内容を会議録として留めるということで当初から速記者をとということで配置をしてきたということで、より早く他町に先駆けてこういう取り組みをしてきたという歴史もございまして、今までに出ていた意見もやはりこれは続けていくべきであるというご意見いただいていたと思いますが、この会議録並びに速記委託についても現状を維持するという形で、特にこれについて変更を求めるような内容はございませんでしょうか。これはもうよろしいですか。会

議録については。

(異議なし)

委員長 はい、そうしましたら、会議録、速記委託についても、色々検討したけれども、これは変更することなく、今後も継続していただくということで終わっておきたいと思います。

9. 議長交際費でございますが、支給総額、内容などについても色々ありましたが、実際、斑鳩町議会18年度も100万円を上げてるわけなんですけれどもね、でもこれまで実質、議長交際費が使われているのは50万円前後から60万円未満、ひょっとしたら17年度はちょっと色々ありましたのでそれを超える場合も、ケースもあるかもわからないんですけれども、で、私も7町色々調べましたらね、結構、実質使っておられる数字に近いところの議長交際費の組み方なんかをされてる傾向があるなという事が、見えてきましたんで、この事についてはどうかなと。私も実質、前年度使った金額に近い、できるだけ近い金額で議長交際費を次年度予算化するという方向がいいのではないかなという風に、この調査をした中では感じておったんですが、何か委員さんの方でご意見ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

小野委員 今、委員長おっしゃるとおりで、これ14年度の52万7千なんぼですね、15年度の44万9千円、16年度の57万なんぼ、だからまあ予算として100万という数字が妥当かどうかというのはね、今年度も妥当、予算委員会委員長してて忘れてんねけど。

委員長 100万円のほうで、はい。

小野委員 100万円ですね。次年度からのその予算を組み立てる時は、そこらを配慮してね、100万という数字にこだわる必要はないのかなと思います。予算100万あるから、その100万枚使うというような議長は

まさか居てませんけどね、ちょっとそこらもちょっと修正ちゅうかね、予算の時からそうしてもらう、今年度はもう終わってますから仕方ないけど、今、委員長がおっしゃったように、前年度の費用とか、それとかまあ今年度の議長がよう使ったんじゃないとか、今年度の議長は色んな会長も兼ねてますから、色々他の分野でも交際費が必要になったんやろと思いますのでね、それはそれとしてね、そういう予算で出していただいたらいいと思います。使い方についても議長経験者としても、あまりわからないけどそれが妥当かなと思います。

委員長

ただいま、委員からもご意見いただきましたので、たしかに予算を余裕を持ってとるということは必要なことかも知れないんですが、他町の動向なども見る中で、より影響の出ないように、実数に近い所で組んでいくというような傾向が見られるように思いますので、当議会としましても、そういう風に次年度から予算を組む時には十分検討していただいて、組んでいただくということで纏めておきたいと思います。

そしたら、次いかせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

はい、その次が、10. 議会図書室の充実ということで挙げさせていただいております。追録図書とあと図書の購入ということで、これまでも一定金額をあげてはしてきてるわけなんですけれども、これにつきましてはいかがでしょうか。もうこれについても、最低限の状態もあると思うんですけれども、結構予算は削ってきてると思いますけれども。これについても、現状どおり、精査するということと、あともし法律とか必要なものがあれば最近ではインターネットなどでもとれますし、また執行機関の方へ要求もすれば、そういったものも結構、執行機関の方でも議員の方からも言えば用意をしてくれるという状況でもありますので、本来は図書室充実している方がいいんですけれども、こういう折でするので、現行を維持する、継続していくという状況でご理解いただくと

いうことでそれでよろしいでしょうか。

小野委員　この議論の中でね、追録図書を減らして、逐条解説図書の充実を図ってもらいたいということで、そのようにやってきていただいているんだと思うんですけどね、よりそれについての何かあれをやってもらってるのかなと思うんですが、その点はどうなんかね。局長の方からでもちょっと。

事務局長　今、議会図書室の方に多くの追録図書がございますが、町の方で保管をされてます追録図書とだぶるものについては削らしていただきました。それ以外の方で、あまり活用の頻度が少ないものについては、できる限り、追録の本がかなり大きくウェイトを占めておりますので、減らしていく方向で、今回の予算についても追録の分を大幅に減らささせていただいております。そういうことで、中身についても引き続き検討させていただいて、できる限り追録の分についてはもう必要最小限に抑えるという形で進めさせていただいております。以上です。

小野委員　当然、局長のそのまゝ、議運にこうして入ってもうてるし、まとめてもいただいていますし、この今答申するにあたって、もう既に先程の条例改正と同じことで、なされているものもあるんですが、一応、今年度、議長から諮問を受けた中でね、こういう8月24日の分にちょっと上限書かれておる分あるんですけども、そういう事をこの決定事項ということでね、加えていただいて、今の局長の答弁のとおりもう早速実行してもらって予算に反映して頂いてるということは誠結構なんですけど、一応答申として載していただく方が私はいいかたとそのように思うんですが、皆さんの意見を聞いていただければと思います。

委員長　今、小野委員の方から出ました意見については、あの、この最終的にこの別表として項目ごとに決定事項と付けさせていただく中に、今申されたような、追録図書を減らして逐条解説図書の充実を図るということ

と、例規集にかかる費用とか、法的なものについてはインターネットなどの活用もするというような事ですね、そういったもので補いながら、極力、余分なものは省いて必要なものは購入するというような形の考え方で纏めさせていただくという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、ありがとうございます。そしたら10. 議会図書室の充実についてはそのぐらいにさせていただきたいと思います。

次、11. 議会事務局体制の充実ということで挙がっておりました。この事務局については斑鳩町では3名の事務局員がいるわけなんですけれども、これ問題については、事務局の方がこの表を作ったりする時に資料収集や作成や分析や議員活動サポート体制は十分かというな、多分事務局の方も謙虚に自らそういう思いもあって出していただけたのかなあっていうこともありまして、で、そのことで前にも色々皆さん方にもご意見を出していただくという風に思っておりましたが、これにつきましては検討項目の全体が纏まった段階で、もしその方向性が変わってくる状況があれば、今後検討が必要となっていくのではないかというようなご意見があったと思うんですが、今の段階ではいかがでしょうか。どういう風にとり纏めをさせていただきましようか。ご意見がございましたら。よろしいですか。そしたら現行の、地方分権が進み、多様化してくる、そしてまた議会の、先程から申しております、主体性の強化ということでは、この3名の事務局体制ということは必要ということで、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、引続きまして、12. 定例会の運営についてということで、このことについては、また、色々ご意見も出ておったかと思う

んですけれども。この中では、そうですね、結構色々な意見、定例会について意見は出ておったんですが、どうでしょうか。この定例会の運営というたら広いから取り纏めとしたらちょっと難しい部分もあるんですけれども。あの以前にはね、その特別委員会の必要性の検討であるとか、理事者側の出席者の問題であるとか、あとは日程の取り方それと本会議と委員会との議案の審議の仕方ですね、あのこういった意見が以前に出ておったと思うんですけれども、これらについてはどういう風に取り纏めをさせていただいたらよろしいでしょうか。何かご意見がございましたら。

三木議員 特別委員会の話も以前から出ておましてね、都市基盤もその一つやなかったかなと思うんですけれども、私も都市基盤ずっと入らせていただけてますけど、最近ですと、バイパスと駅舎と福祉会館、だいたい定例会あっても、この三つしかなくて、ほとんど新しいもの出てないという、そういう現状にありますので、その来年度に向けてですね、その辺もどういう言葉を使っていいかわかりませんが、統合という言葉がいいのかわかりませんが、その辺も検討していかれたらどうかなということをご提案申し上げます。

委員長 統合というのはちょっとわかりにくいんですが、統合する他に特別委員会もないと思いますので、どういう風にその、どういう意味で言われてんのかなと。

三木議員 建水の中に入れていくとかですね、そういう事も考えたらどうかとそういうな。

委員長 三木議員の方から、特別委員会のあり方そのものについて、必要であるのかどうかという、今のお話では、常任委員会で対応できるのではないかというようなご意見であったと思いますけれども、他にそういう定例会運営に関しまして、委員の皆さんからのご意見がございましたら出

していただいたら結構かと思いますが。特によろしいですか。

小野委員

あの今答申するに当たってね、どうもこうもとういのはね、多分無理だと思うんです、そういう今の特別委員会の設置についての考え方とか、あの特別委員会の性質上、その本会議の定例会に委員会を設置する意味がどうだということはもう議論をしてますので、以前でしたらもう必ず日程を持ってきたりね、そういう事で色々議論したこともあるんです。いや、特別委員会はそういうものじゃないということで、そのための特別委員会を逆な言い方をすると。まして、定例会というのはどういうものかということを確認すれば、例えば、委員会中心主義をこれ堅持していくということで、委員会その、例えば議案の中にね、建設水道常任委員会に付託する議案がなかったらね、これは何も設置する必要ない。定例会に入れておく必要ないんだということになります。そういう考えから言うていったら、色々検討していかなあかん事もある事はあるんです。それとね、本会議、定例会のね、長いのがいけないという見方と短いのがいけないという見方とがあるんですね。これ住民の中にも。というのは、今の議員報酬とか定数の時に、偶然ですが、ある住民の方に私は聞いたのは、その方は私らの意見には賛成していただいていると思ってたんですが、ただ見方としてね、日当計算ちゅうか、日割、定例会のその日数、4回しか年にないと、それで年棒割ったらすごいなというような、皮肉とも本心ともわからんような意見を言われた方もいるんです。事実ね。私らの仕事が日割したらおかしいやんかという、そんなもんじゃないというのは私はもう自覚してますけれどもね、だからそういうものではないというのはわかっておりますが、住民の方にはそういう見方をされるから、そしたら定例会の日数多い方がええのかなと逆に思ったりもするんですけどね、ただ、効率的な運営という意味から言えばね、私は以前から話してるように、その一般質問の日程の位置が私としては、ちょっと考える余地があるのかなと、以前からこの議論を話し、意見を言うてきたんですが、その度に、色々改善ちゅうか改革できなくてやってきたわけですが、といいますのは、初日に通告を締め切って、前半に

一般質問がくると、それらについても、改善していくというか、検討していく必要があるのではないかなということがね、定例会のこの中での会期日程の組み方はどうかとかね。その回数についてはどうかちゅうのはもう4回で、定例会については4回で私はいいと思いますし、日程の組み方については、もう少し検討していく余地があるとそのように今の段階でも思ってますので、できればそこらももう少し検討して行って、すぐには直らないと思いますけどもね、皆さんの、議員皆さんの理解と認識を一つして、効率的な定例会運営を諮りたいなとそのように思います。

委員長 そうしましたら、定例会の運営につきましては、特別委員会のあり方それと特別委員会と定例会との関係ですね、特別委員会と定例会のあり方、それと日程の取り方などについても、今後検討が必要であるというような事で定例会の運営の項目はどうでしょうか。あと何か。

松田委員 この関係はね、やっぱ具体的な事言うとかと、その都度その都度の関係出て来ると思うんで、大枠でものを決めるというのは極めて抽象的ですけどね、効率効果的な運営に努めて、必要な開会に努めていくという一本括りでええんやと思うんですわ。具体的な関係については、やっぱ日程の組み方なり、一般質問の方法なり、一般質問の場所のあり方なり色んな事があると思うんですよ。ところが、銭ついて回るやつもあんねや、これな。あるいは、一般の住民によく知らせるために、有線放送かを引けとか言うて見たってね、予算の関係伴ってくるしね、しかし、そのことなどについてもほっとける状態ではないと思うんですよ。だから今ここで具体的にこれはいうてこうという関係にいけないからね、やっぱ、できることからゆうような効率的な運営に努めて、常にやっぱ改善を常に心掛けていくという一括りにしといてね、そして、それぞれにその都度改めていくということではなかったらしょうがないんじゃないかないう風に思いますけどね。今、有線放送化せえ言うてもあかんやろ。ほんでそれを課題にしよということにしていってもなかなか纏まらんや

ろ。ええとは思っててもな。だから、或いは、この一般会議の傍聴のあり方の関係について、色々もう少し変えよとか。傍聴席窮屈やさかいにもうちよつとといってもそんなんできへんし、今。そんな事あってね、やっぱそういう大枠でば一っと漠然としたことになるけれども、それで具体的にはその都度、協議するという事にせんなんしょーないんとちゃいますか。と思いますけどね。だから、そういう意味でこの13. 委員会の運営の関係も関わってくる問題だとも思うんですよ。先程言われてた特別委員会、確かに今僕は常任委員会でええ、もうええと思うんですよ。ところが、特別委員会もったというのはそれなりのその当時の設定の仕方と意義っちゅうのはそれなりにあったと思うんです。しかし、今、もはやそういう状況というのは解消したとはまだ言えませんがね、一般常任委員会、とにかく、うちは今3常任委員会制を堅持云々と言ってるんですから、そうするんだその中でですね、対応していくことを考え、充実させていくことを考えた方がより住民の理解を得ることができるんとかうかなという風に思うんです。特別職、いわゆる特別委員会であれなんであれそれがね、この議員の約束の関係のね手当のように感じられていくとしたらね、あんまり好ましい事ではないと思いますから、だから、できるだけ3つの常任委員会で消化できる関係についてはしていったらいい。今ある特別委員会やったら消化できるんとかうかなと思いますけど、それはまた、19年度の時の改選になって初めて話、今度この5月か、の時に問題課題とかうか、と思いますけどね。今、こうせえあせえという風に言えない問題とかうかな。ある意味では。と思いますね。

委員長

ありがとうございます。今、松田委員の方からも言っていただきましたので、そういう風で大枠で取り纏めの方をさせていただきたいという風に思います。

次、13. 委員会運営ですが、これにつきましては、現行3常任委員会を堅持することとし、複数常任委員会制等の法改正がされた場合には改めて検討するものとする。ということでここに書かせていただいております。

ります。この通りでよろしいですか。

松田委員

それでいいんですけどね、せっかくあの今日資料くれてあるんですけどね、3常任委員会制を堅持していく云々というのは5月議会臨時会なんかでもこの立場で議論をし、問題の処理を図って運営を考えていくという事にならざるを得ないという風に思うんです。で、後段の関係です。後段の関係これも、また法改正をちょっと見込んだ関係での言い方ですからね、この関係についてはね、ちょっと事務局説明しといてくれた方がいいと思うんですけど、あの、うちの関係、議会の関係なってくるとこれは公布後、1年以内において、政令で定めてから施行するという所にはまるわけですよ、だからその事をきちっとこう言うといてくれないとねあかんと思うんや、これ見とけよ配っておいてちょっと見よと言うだけでは。というのはね、住民検討会議の関係でもあります、今後また色々あっちこっちで議論が出ることだと思いますけど、来年4月からそうやって言ってるわけやな。適用できるように人員改定だけでも行なえと。だからうちの関係はそれに間に合うんか合わないんかという関係からいくとちょっと無理があるんかもわからんと思います。こういう規則になってんのは、こういう事にあわせて後段の関係、法改正がされたら、検討しとくと。そいでその場合に、必ず僕は4月1日次期改選時やな、19年の、間に合わんのとちゃうかなという風に思うんや。この関係見る限り。だから法改正がそれまでに行なわれて、手続きが全部その効力発生する状況にないということであるとするならですね、我々の意志に関わらず、住民検討会議が言ってるような関係で来年からせいとわらんわけや。ほんまのそこは。だけど更に検討しようということならこの3常任委員会制は堅持するということを放棄せなあかんわけや。だけど今これは堅持すると言ってるわけやろ、今年も。そういう事になったことをやないけど、住民検討会議のゆうことになって、いわゆる中長期的、中期的な関係やな、来年任期中に、次期任期中、次期改選後において、検討することにならざるを得ない状況に現在のところ考えられるということをお互い認識しとかんとやで、あかんのとちゃうか

なという風に思うんやけどね。その辺はどうなんかな、そうでないんかな。

事務局長　今回の地方自治法の改正につきましては、平成19年4月1日施行ということになってございますけども、議会の関係については、この準則等の関係もございますし、各市町村の議会の方で、十分検討していただく期間もありますことから、1年位の余裕があるということで、その中で順次改正されていくということで、必ずしも4月1日から即施行という事にはならないということでございます。今、衆議院の方に3月7日でしたか、国会の方へ出されておりますけれども、この議論がまだどういう風になっていくかというのわかりません。お手元に資料として議会関係についての前回配布させていただきました資料以外で、入手できるものについては、お配りをさせていただいておりますけども、具体的にどういう風になっていくかまだまだ細部に渡って検討されていくということでございますので、今、松田議員からおっしゃいましたような事をこの中に含んでもらって答申をしてもらった方がいいんじゃないかなと思います。

松田委員　特にね、申し上げていたのはね、住民検討会議がね、最終答申の中で触れてる関係を見ますとね、今期国会中にこれが可決されると、だからそうなった時には町として、議会としてもですね、十分来年の選挙に間に合うように結論出せよと、こう言うてますからね、法改正という関係を前提にする限り来年の選挙にはもう間に合わへんと、間に合うかどうかという事を随分考えたんですけどもね、この関係がある限りにおいてはもう間に合わへんと。だから、そうするといわゆる19年の次は何年か22年かね、の時に間に合わすという関係にしかならん、なり得ないという関係についてはね、きっちりみんな意思統一しとかないとね、住民会議また何言うかわからへんやん、それこそな。だから、それそうならないんやと思う、そういう例えば考えたとしても、ゆう風な関係だけをきっちりみんな意思統一をしとかんといかんと、だらだらこのまた

延ばしてんやとか、或いはそのできんのにせーへんのやとか言われる事のないようには、そうでんなというような事を言わんようにや、ちゃんとかうみんな理解しとかんないかんという風に思うんでちょっと申し上げてるんで、特にせっかくこういう関係で資料もくれてるんですから、そういう面で公布がやっぱ改正されるとしたら、4月1日となってくるし、それであったとしても、この公布の日から1年以内に云々となっていますから、我々の意志には関わらず、来年の統一選挙には間に合わんのとちやうかなという認識だけはしとかんなんと思うんですよ。そのために怠慢云々で言われたらいかんと思いますのでね。住民検討会議の方針の中で言われている事でもありますのでね、特にそこの違いだけを、我々にして遅らせているということではないという事だけをはっきりしといてもらわないかんということだけちょっと議員の皆さんに徹底した方がいいという風に思うんでね。ただ単にこの事だけでなしに、そういう風にお願したい。

委員長

はい、ありがとうございます。今、議運の委員の皆様も松田委員のご意見聞いていただけたと思います。その事については、答申の中でもそのように触れさせていただきますし、次の全員協議会の時には、本日の報告をする時にもその部分については、はっきりと全協のところで報告をさせていただけるようにしたいという風に思います。で、委員会運営についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、次の14. 住民懇談会についてですが、住民懇談会の必要性はどうかという事でこの項目は挙げましたが、どうかというところぐらいで終わっておりまして、他にここについてはどうでしょうか。ご意見なり、取り纏めをするとすれば、こういう風にしたらどうかという何かございましたら。これも今後の検討課題というぐらいでよろしい

でしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、そしたらそういう風に取り纏めをさせていただきたいと思いません。

そうしましたら、その次、15. 議会費予算ということで挙がっております。年間予算総額はどうか、議員研修費予算はどうかということでご意見が出たりしておったわけなんですけれども、この議会費予算については、先程、議長交際費についてはちょっと検討する必要があるだろう、予算の段階でね。という事でしたけれども、あと、大枠の中でいかがでしょうか。もう大枠として現行予算以上の金額にならないようにするという事は以前にこの委員会の中でご意見いただいておりますけれども、もう、そういう形の取り纏めの仕方だけでよろしいですか。他何か付け加えることとかはございませんか。もうこれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

はい、そしたらこういう形で進めさせていただくようにいたします。

16. 議会要覧ですが、これにつきましては、申合せ事項と現状がどうか、会議規則との関係はどうか、申合せ事項と現状とはどうかとか、というような項目で出ておったかと思うんですけれども、議員の定数の削減も行なっておりますことも含めまして、その決定を受けた中では、条例改正に伴う規則、要綱などの見直しなども必要であるという風にも考えておりますので、これにつきましては、見直しを行なう事を確認し、内容等については引き続き検討を必要とするという事で、取り纏めの方、その程度の事でよろしいでしょうか。で、今後議長の方へそういう風に答申し、今後も引き続き検討をしていっていただくということで、それでよろしいですね。

(異議なし)

委員長

はい、ありがとうございます。

その他について、規律についてはどうか、議員研修の充実どうかと、議会開会中の駐車場の問題とかいうことが挙がっておったんですが、この17番目には、ここで書かせていただいているように、自動車での来庁は極力自粛するものとし、会議等で自動車で来庁するときは、役場庁舎正面駐車場は住民優先となるよう心がけ、庁舎東側の来客用駐車場を利用するよう協力するものとする。という風に書かせていただいておりますが、このこと、この項目だけでよろしいですか。他にございませんでしょうか、よろしいですか。

(な し)

委員長

はい、そうしましたら、続きまして、18. 議員定数ということで挙げておりましたが、この議員定数につきましては、もう皆さま方に十分議論していただき、3月議会の方で条例改正をしている件でございますので、これについてはもう明らかに、答申の方で最初に、議員定数報酬については、もう答申の文書の中でも入れさせていただくということで。

以上で、各項目についての取り纏めについて、よろしいですか。その他にどうしてもこれは入れとくべきだというような問題がございましたらお受けいたしますがよろしいですか。

(な し)

委員長

はい、そうしましたら、ただ今、皆さん方からご意見いただきましたもの、ここに書かせていただいているもの、それをまた取り纏めをいたしまして、5月の臨時議会までにはもう一度、議会運営委員会を開催する必要もあると思いますので、それまでに整理をさせていただきまして、次回の委員会で最終的に皆さん方に確認をしていただくということで、

この件は終わりたいと思いますけれども、よろしいですか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

はい、異議なしと認めさせていただきます。そうしましたら、1. 継続審査については以上で終らせていただきます。

次に2. 次期定例会等の日程についてを議題とさせていただきます。

はじめに(1)臨時会についてを議題といたします。

日程につきましては、先の委員会で確認をしていただいておりますように、5月11日(木)午前9時開会ということでございますけれども、現在16名の議員定数から2名の欠員ということになっており、役職の改選時に常任委員会、議会運営委員会等の構成、特別委員会設置等についてなど、確認しておく必要があると思いますので、各委員のご意見をお聞かせ願いたいと思いますが、常任委員会の委員構成、議会運営委員会の委員構成、特別委員会の構成ですね、設置、構成についていかがでしょうか。

現在、総務常任委員会で2名の減となっております、総務常任委員会が4名での運営をしていただいているわけなんですけれども、今度の改選の時に、この常任委員会の構成、どういう風にすればいいという風にお考えいただいているのか、ご意見お聞かせいただけたらと思います。

松田委員。

松田委員

既に確認をされているように、3常任委員会制を変えるわけにはいくまいと、3常任委員会制をとる。そして、1常任委員会についてはいわゆる5名なら5名という事で確認をするという事で、特別委員会は、私は廃止をして、常任委員会の建設関係のところへ入れるという関係ですね、すべきだという風に思います。結局、各常任委員会が、そうすると5名ずつになんのかな、今のところ。3常任委員会を形成するんやから5

名やな。そして、議運の関係については6名にしとかな、せんなしゃあないんと違うかな、各委員会から2名ずつ選出するというのが一番無難と違うかなという風に思うんですよね、そういう事にしていこうと。結局は本来ならば欠員というのは正しいんやろけどね、呼び方としては、定員は16である事は間違いないんでね。だから欠員というのは本当なんやろうけど、実質的には5ずつにせんなしゃあないわな。その辺はどうなんのかな、やっぱり欠員というのが正しいのかな、それとどっちになんねやろ、やっぱり欠員にせんならんのやろな。

(「そうですね。」との声)

松田委員 そしたら、5、5、5にしといて、総務なら総務というのを、一名欠という事にするのか、6にしといて。現実5という事に言うんかな。そうせんなしゃあないやろな。

委員長 今、皆さんにお尋ねさせていただいてますのはね、現実の委員構成としてね、どうすべきかという事で。平成14年でしたか、2名欠員になって14名になった時の経過でいきますと、その当時は総務、厚生、5、5として建設水道常任委員会を4という風にして14人の議員で委員構成をした経過があるんですけどね。今回もね、実数ですね。そういう規則とかそういうものは、そのままですが、実際2名の欠員があるという事で実質的に委員会の委員構成をどうしたらいいのかと。今、実質的には総務が4で厚生、建水、5、5になってますけどね。現状でいいのかそれとも14年度に採用した形の方がいいのか、この辺を委員さんにご意見をお伺いして、実質的な構成する委員数をお諮りしたいと思ってるんです。

小野委員 確か14年の時は、議会運営委員会で諮らせてもらったんかどうかわよっとあれなんですけど、臨時議会の時に希望される委員会という事で、その時には議長、副議長としては一応の枠は持ってたと、私、議長させ

ていただいていたので、そのように記憶してはるんですが、本来、常任委員会は、斑鳩町議会は議員の希望を聞かせてもらって、後の数の調整をするという事になってますし、その中でももちろん今のは6、5、5という事で。仮にですよ、その総務委員会に6人希望されて、そしたらそれでOKやという事にしてしまったら、他の委員会が4を割れる可能性もありますので、そういう事で総務委員会は6の定数を持っていますが、条例上ね。5人であると、14年度は。そういう事の確認だけ、議会運営委員会で確認だけしていただいといて、こういう事はちょっと無責任なんか分かりませんが、今度、臨時会での議員さんの常任委員会の希望という事で、仮に例えば厚生が4人しか希望なかったら、厚生を4人としてしまうと。総務が4人しか希望なかったら4人としようと、そういう事も私は弾力性をもった結論としておくのも一つの方法かなと思います。それかやはり、今、議会運営委員の皆さんで、全て常任委員会というのは重要なんですが、その中であえて4人でも頑張ってもらいたいというところを決めておくというような方針だったら、またそういう事で皆さんの意見がまとまるのだったら、また意見として、どの委員会は4名でも何とか頑張ってもらいたい、そういうように思いたい、言いたいんですが、そのどうなんですか。

松田委員　これはそれでも難しいな。18年度の委員会の構成についてはやで。5が最低と言いながら4でもしゃあないと言っていっといたらやで、結局検討会議なんかで言うてる、なんでできへんのやと、けしからんのやという理論の裏付けみたいなもんやな。4名でもいいやないか、という事になってしまうと。だからもう少し理屈うまい事立てなあかん、これは。だから、5なら5、6なら6にしても欠員をどこで認めるかという。欠員を認めてもいいけるような委員会だったら減らしてもいいのと違うか、何もうちの検討委員会が言うてる事について、どうこう言わんことないやないかというのと一緒や、という事になるわな、それを肯定する事になる。だからそうではないんやという事の理屈をどう立てるかやな。

小野委員　だからこそ、今の定数は6、5、5です。その中であえて議会運営委員会で、仮にですよ、建水を4でやってもらおうと決めるのは、今の松田委員がおっしゃる事を、私は心配して言うてるんです。だからあくまでも斑鳩町議会は議員の主体性を尊重して委員会構成をやっています。ただし、今は16名定数ですが、欠員2名がいます、という事で14名でやりますと。だから4年前には、私はそういう事は一切考えずに、たぶん議会運営委員会にも諮らずに、感覚的に総務5名、それから5、5、建水を4という事で、臨時会をそういう形で進めていったと、そのように思ってるんです。今回、4年前と全く違うのは今の中間答申とか委員会のあり方についての、形について、今松田委員がおっしゃるように、そちらの方に関しては私はもう一切、OKやと思ってるんですよ、逆に。最終答申では5名をきってもいいやんかと言うてますやん。だから、そんな全然何も問題ないと思いますけど、だからその時の形で、そういう決めだけを議会運営委員会でしとく方が、私は弾力性をもった形になりますし、その方がいいんじゃないかな、委員長の意見はどうか、という事で私聞かせてもろてるんです。

（ 「逆やな、俺言うてんのは。」との声 ）

小野委員　でね、その事も含めて、希望者によって4人のとこが出来ると。これは欠員があるから仕方ないんです。だから、その委員会は4名で頑張ってもらわなしょうないという形の方が、私はスカッとしてるんじゃないかなと。

それは次の議長、副議長の判断やと思います。それをもつての話をしてもらいたい。どうしても偏ったところがあるから、それは調整するのは議長と副議長のあれでやりますから、そういう決めだけを議会運営委員会は、そこまで例えば建水の委員会を4にしときます、という事は私はしない方がいいかなと思います。

それと、もう一つです。先ほどから出てる議会運営委員会、広報は別

ですけど、特別委員会、これについては7名という形になれば、私も色々言うてるように、特別委員会とかそれは過半数に一番近い最大数を使っています、という事に対して、7名というのは過半数ですので、ちょうど半分入りますので、これは避けて、この議会運営委員会で18年度については6名という形に決定していただいて結構です。以上です。

委員長

ただ今ご意見いただいておりますが、私自身は、総務常任委員会もともと6、6、5、5となっているところで、総務に人数が本来、6人置いていたにも関わらず、そこで2人の欠員が出ているという事についてをちょっと注視しておったわけなんです。そういう事でいいのかなという事で。本来、うちの議会としては総務委員会に人数をようけおいたのに、そこが今一番少なくなってるという事で、そのちょっと心配をしておったものですから、その事でどうなんだろうと、やっぱりこれは考えなければならないのではないかと、という風に少し気になっておりましたのでね。今、小野委員がおっしゃられるように、次の議長、副議長の判断で決めていただくのがいいのか、それともやはりこれは、現状分かっている事ですので、議会運営委員会として一定の方向を見出して、現議長から次の議長の方に申し送りなどをしていただいた方がいいかという事と、あると思うんです。また、議会運営委員会やその他の特別委員会についての6名というのは、現状からいきましたら6名で実際、今やっていますし、6名という形にならざるを得ないという風には考えているところですが、問題は常任委員会、今、言われるように人数を決めないでいくのか、それとも人数を一応割り振りを、一定の考え方をもっておくのか、それと今問題になっているのは都市基盤整備特別委員会、この特別委員会のあり方はどうなのか。

ただ、これは委員長として、私自身の考えを言わせていただければ、建設水道常任委員会を4として、そして都市基盤整備特別委員会をそのまま継続させてパークウェイなり色々な問題、駅前周辺整備であるとか、今後も続いていく事業についても、特別委員会の方でも協議をしながら、建設水道常任委員会と共にやっていっていただけたらなとい

う事で、それでそういう特別委員会の設置も含めまして、建設水道常任委員会を大変申し訳ないけれども4という考え方にさせていただけるのであれば、一番、常任委員会の持ち方としてはやっていく運営上はいいのかなという事は、私は少しそういう考え方はしておったんですけど、ただ、今いろんな意見出てますのでね、これはちょっときちっと取りまとめをさせていただかんとあかんという風に今思っているところなんです。

小野委員。

小野委員 都市基盤特別委員会の継続か廃止云々の議論は私は今してません。そのこの定数について7名となっているのは6名でいくという事で決定していただいたらそれで結構や。それと、先ほどから何かややこしい話してありますがね、最終的には私は議会運営委員会ですね、委員長案に私は賛成します。4という、建水が4名でやってもらいたいという事で、次の役員、議長、副議長に送り込む。ただ、建水を4にした理由は4でもいいけるというんじゃないくて、あくまでも今回はこういう、先ほどからの議論の中にあるように、非常事態なんですね、14名というのは、2名欠員。そして委員会の構成は5名以上だという、そういう大前提のもとでは非常事態。その中で色々、議会運営委員会としても検討した結果、逆に特別委員会もある事なので、やれるんじゃないかなと、何とか一年間頑張ってもらいたいという意味で、議会運営委員会としては次回の役員構成については、欠員のところを建水、それと総務1名欠員という事で4名、厚生はそのまま定数どおりというように結論付けたというような報告をしてもらえるのやったらそれで結構です。

委員長 ただ今、小野委員の方からご意見ございましたけれども、他のご意見がございましたら。

松田委員。

松田委員 僕はね、結果的に必要かも分からんけど、整理の仕方としてはね、2

名欠員があるけれども、1常任委員会にその欠員が集中する事は避けるべきであるという事については、減らした時は2つの減らす、一つの委員会で欠員やという事はいかんけど、1名ならという事やさかいにまあ一緒やさかいに結果は一緒や、どことどこ、というような事をここで言わんとやで、どの委員会というのは。自分ら建水やから犠牲払ってでもという気がして。せやけど、厚生だけが欠員なしでいくんやと、重視してんねや、というような事というのは結論を決めるという事はどうかと思うさかいに、とにかく、2名欠員があるけれども、一つの常任委員会で欠員が2名集中するという事は避けるべきや、という事だけここで決めておいて、あとはその日の運営の関係、今言われているような運営の関係でいって、処置する事にしてもらったらどうなん。その方が。かっこええね。どの委員会、欠員でもいいねんとここで言うてたら具合悪いわな。なんぼ弁解しても相手はそんなんとしてくれへん。そうしとこ。

委員長

ただ今、松田委員からご意見いただきましたように、欠員の2名が一つの常任委員会に集中しているという事については問題があるという事で、そういう事はやっぱり今後さけるべきであるという事で、取りまとめをさせていただいて、常任委員会の委員構成については、案に色々な意見がありますので、そういう含みもあり、また今後、新議長、副議長に運営をしていただくという。

(「いずれにしても避けられへんのか、欠員は。一名はやで。」との声あり)

委員長

そうしましたら、これまで出てますように、各議会運営委員会それと都市基盤整備特別委員会、広報発行対策特別委員会については、現行と同じく6名という事で、現状もそういう形で進まざるを得ないと思いますので、6名体制という事で、確認をしておきたいという風に思いますが、ただ、市町村合併調査研究特別委員会はまだ生きておりますので、これについてもそのままこれまで通り、そのまま置いとくという事で

よろしいですか。

(異議なし)

委員長 分かりました。そしたら各委員会については、ただ今のように進めていただくという事で、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきますので、5月臨時議会につきましては、ただ今確認させていただきましたように、全員協議会の方で報告し、進めさせていただきたいという風に思います。

ただ、臨時会の件で一つ皆さんにご相談があるんですが、今回、非常に町長の重要な案件での専決処分があるという事で、臨時会の前に事前に総務委員会と厚生委員会の二つの委員会については、開催をして議会の方へご説明をさせていただきたいという事で、理事者側からそういう風に申出がございまして、委員会の予定がされております、それは総務と厚生なんですけれども。この閉会中の委員会を開催した場合、臨時議会でこれまで委員長報告、以前にもこの問題、委員長報告の問題とか色々出ておりましたけども、これらの進行ですね、取扱いについて、通常のだ例会と同じように閉会中に委員会を開催したものについての委員長報告というのは、させていただく形で通常の形で進めさせていただくという事はどうなのか、という事をちょっと皆さん方にご意見をお尋ねをしておいて、臨時議会の運営についての次第を作っていかなければならないと思っておりますので、私の記憶ではそういう経験がないものですから。

小野委員。

小野委員 ちょっとね、委員会が開催されるという事は聞いておったんですが、重要な専決処分があるから前もって臨時会で、専決処分という事ですか

ら臨時会で報告されて、それを判断するのは、やり方ですので、専決処分という事で。今までも専決処分があるから臨時会を開いてるんでね、それも兼ねてやってる事もありますしね。それが臨時会が一日だけやから付託しないでいくのに、その専決処分の事で事前の委員会、担当の委員会で説明をしておくという事なんで、その意味がちょっと分からないんです。重要な専決処分と重要でない専決処分がまずあるのかという事。それがなぜそうして、今までから専決処分があったはずやし、案件によって事前に。私はもう、議決するような議案があるから事前に開かれるのかなと、今まで通り定例会の前のあのようになされるのかなと思ってたんですけどね、それはどんな取扱いしていったらいいのかなと思うんですが。委員長はどのように。

委員長　　ちょっと、内容について執行機関の方からそういう風に局長の方に受けていただいたと思いますので。

小野委員　　内容云々やないねんけどね、専決処分で前もって、逆な言い方したらね、前もって担当の常任委員会へ専決処分の報告を、報告というか直近の議会で議決を得なければならないという議案ですからね、専決処分。そういう事やと思うんです、専決処分については。だから、それでわざわざ開かなければいけないのかなという、まず一つの疑問あるんです。それだけやったらね。それが、その議案がそしたらどうなんか、専決された事に対して、臨時会に前もってその中でこういうもんですよ、という説明だけ受けて臨時会に臨んでいくのかという事で、そこらちょっと意味がもひとつ分からないんです。

委員長　　私の方も詳しくは聞いておりませんので、内容についてはね。ただ、執行機関の方から事前に総務委員会と厚生委員会については開催をしたいという事で、お願いしたいという事で。そして、実際ご案内の方が、私も今日、厚生委員会の案内はいただいていると思うんですけど、後は内容に。

暫時休憩します。

(午後 12 時 08 分 休憩)

(午後 12 時 22 分 再開)

委員長

再開します。

5月臨時議会の件につきましては、4月26日、27日、それぞれ厚生委員会、総務委員会が開催されますが、その後に議会運営委員会を開催いたしますので、その時点で臨時議会の運営について、議員皆さまにまたご確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で(1)臨時会の件につきましては以上で終わりたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

三木委員。

三木委員

議運の日程は決定ですか。

委員長

そしたら、後でちょっと確認をさせていただこうかと思っておりましたけれども、今、委員の方から申出がありましたので申し上げますが、議会運営委員会は4月27日(木)午前中に総務常任委員会が開催されました後、午後から議会運営委員会を開催させていただきたいという風に考えております。これにつきましては、連休がございますので、非常に日程がとりにくい状況となっております事から、そしてまた臨時議会の告示が、5月8日が告示になってしまいますので、それまでにという事であれば、その前はずっと連休にもなります事から、もう、27日の午後1時30分から開催をさせていただくという事で、ご了解をいただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、後先にちょっとなりましたが、申し訳ございません。日程はそういう事です。

続きまして、(2) 6月定例会日程についてを議題とさせていただきます。お手元に予定(案)ですね、配らせていただいておりますので、事務局から説明をさせます。

(事務局説明)

委員長 ただ今、局長の方から説明がありましたような色々な諸条件をクリアする形で日程案の方組ませていただいております。これについて、何か質疑ご意見などがございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいでしょうか。そういういろんな諸条件があるという事でご理解いただいたという事でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

そういたしましたら、日程案につきましては、6月6日(火)から6月23日(金)の会期18日間という事で、これで異議なしと認めさせていただきます。

あと、ただ今、皆さん方にそういう事でご了解をさせていただいておりますけれども、最終的には役員改選後の議会運営委員会で最終的決定していただくという事になるんですが、まずはこの日程の確保方よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、5月臨時会までに付議予定議案等の取り扱ひ等にかかる事案などで議会運営委員会を開催する必要があると思ひますので、先ほど決定

いたしました、申し上げましたように、総務委員会があります4月27日の午後ですが、大変、また午後から出にくいですが、1時30分より議会運営委員会を開催させていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で、2. 次期定例会等の日程について終らせていただきたいと思います。

次に、3. その他についてを議題とさせていただきますが、委員の皆さんの方から何かございますか。

(な し)

委員長 ございませんか。
 議長の方から何かありませんか。

議 長 昨日ですねけども、自治連合会の川口会長が役場に来庁されまして、連合会と議会との懇談会をもってもらえないか、という事で申入れがございました。話聞かせてもらいますと、連合会の役員会の中でも町に対しての要望等色々話が出てきてる中で、議会とも、またその後理事者側との懇談会もやっていきたいという事でありました。できたらその旨の了解を得たいという事でございました。18日に役員会開かれますので、その中でもし受けていただけるようであれば、日にち設定をして行なっていきたいという事でございますので、その辺でちょっとどうするか決めていただきたい。

委員長 ただ今、議長の方から報告がございました件につきまして、委員の皆さんのご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

三木委員 議長から説明受けましたけど、やはり連合会の方も議員定数という事がやはり主になるようなお話になるんでしょうか。それと、連合会の人間が自治会長さん皆さんご出席になるのか、その辺お聞きします。

議 長 内容につきましては、やはり役員会の中で色々、町の方に対しての要望とかをしたいという事ですので、今言われた、議員定数とかそれを一本にしぼった話にはならないかと思えます。来られますのは联合会の中の役員さんだけでという事でお聞きしております。

三木委員 ありがとうございます。

委員長 他に。小野委員。

小野委員 日程的にいつ頃と思っておられるのか。それと、こちらの対応として、議長の方からこれを受けるとなった時に、全議員の出席要請をされるのか、その要請の仕方にもよりますけどね、自治連合会の役員さんという事で、強制といったらおかしいんですが、全議員の出席要請、案内はされると思いますが、要請をされるつもりがあるのかどうかという事も含めて、その点はどう考えておられますか。

議 長 联合会の方からの要望ですので、できれば全議員出席していただいて、そういう懇談会もっていただければありがたいかなと思えます。

委員長 議長の思いというのはそういう思いだそうです。議長としても、できるだけ、という言葉は今お使いになられましたけれども。

婦人会とも以前、婦人会も来られて、以前にそういう懇談会をもたせていただいた事もございますので、やはりそういった各種団体の皆さんと、特に自治会連合会というのは身近なそれぞれ議員皆さんも自治会に加入をされてると思いますが、そういった団体ですので、申出があればやっぱり受けていかなければならないかなという風には考えているんですが、何か特段、それに対してご意見あればお聞きをしておきたいと思えます。

三木委員 拘って申し訳ございません。今、議長のお話ですと、理事者側に物申したいので、話したいので議員の皆さん方とも懇談会をしたいという事なんですけれども、非常に、ただね、非常に漠然としてるんですが、事前にこんなような事と、もうちょっと具体的な内容等については聞けないんですか。

小野委員 それについて、ちょっと私の方から。内々に私の方へも会長はじめ副会長、自治連合会の会長と副会長、お話されてた事もあるんです。先ほど、議長は予算要望、時期的に予算までは無理やと思うし、18年度予算出来てしまっているし、新しい自治連合会4月から始まっているんだと思うし、時期的な事もあるから、今の定数についての事の自治会連合会の役員さんらの、どのように思っているのかという事も聞けるんじゃないかなという事もあったんですね。色々な話は聞かせてもろてます。その事で、こういう事言ったらちょっと差障りあるんか分かりませんが、住民会議の方が、私らは住民の代表だというような発言を堂々とされているという事に対しては、自治会連合会の役員さんたちにとってみたら、何を言うてるんだ、というような感じも持つておられるみたいなんです。議会がやっぱり住民の代表であって、その次の代表は私たち、自治連合会。その間で、やはり今の一番問題になってる定数についても色々な議論してみたい、そういう意向もあるみたいですが、中身としてはね。その内容をどういう形でどういう懇談会にもっていくのかは、今後議長とも相談されるんだと思うんです、昨日という事で、それ聞いているのがありますねんけどね。今、委員長もおっしゃっているように、他の委員さんもおっしゃっているように、連合会の方からね、自治会連合会の方からいろんな事で要望も、議論もしたいという事で、断る理由は私はまずないと思うんです。どんな形のあれになんのかというのは日程的なことも、どれ位で、私が聞かせてもらったんは全議員が出席要請をされていくについては、日程的な事も調整せんなんし、そういう事もあるという事と、先方の方、役員さんの出席だと思うんです。自治会の会長さん全員出されたらこれこと会場もどういう事になるかなと思うし。

そこら、今、議長はそういう事申し入れあるけどということで議会運営委員会にちょっと相談されてるんだと思うし。受けるという事でされたら、あとの事はまた細かい話はできていくんではないか、自然に、そのように思いますので、ちょっと先走った言い方になったか分かりませんが、ちょっと許してもらいたいと思いますけど、そういう事です。

委員長

ただ今、小野委員の方からもご意見ありましたように、これを受けるのか受けないのかという事ですね、ここがまず問題でして、今言われたように、受けるとなると一定窓口を決めて、そこで議長と事務局の方へ任せて相手さんとの日程とかいろんな事になってくるのかなと思うんですが、そこまでは我々としては、たくさん的人数がやいやい言うとなかなか決まるものも決まりませんので、そういうところまでは考えておられないんですが、ただ、こういう申出に対して議会として受けるのかどうか、議長がそういう風に昨日申入れがあったという事ですので、受けるのか受けないのか、という事をこの議会運営委員会でもご確認をさせていただきたいという事だろうと思いますので、皆様のご意見お聞きをしたいと思いますが、ただ今小野委員の方からもありましたけれども、やっぱり住民さんの方から、しかも自治会連合会という身近な、我々にとって身近な団体の皆様の方からの要請であれば、議長としても申入れを受けて、それを断るとするのはちょっとなかなか、逆にそれは不自然なことになってしまうのかなと、私も思っております、これは受けていかなければならないかなという風には思ったんですが、そういう形でほしい今皆さん願っていただいておりますし、お受けさせていただくと。あと、詳細については、現状を見ながら、議長と事務局の方へお任せするという事でよろしいでしょうか。

三木委員

基本的には受けるべきだと思います。ただ、自治会連合会ですからこの間の検討会議と違って、より住民に近い方々の集まりですよね。ですから住民の方々が各連合会長からいろんな声聞いていると思う。特に、この定数については、かなり各自治会長さんところに非常に耳に入っている

と思うんですね。それがね、私、連合会の中でその声が上がってきて、役員で話して、じゃあ一度議会の、また議会全員だって言うからね。議運というのどれがいいか分からないけど、全員だと言うからね、そうなってくると何か一人ひとりの声を聞いていくんじゃないかとか、ちょっと余計な心配もするんだけどな。だから、ちょっとそういう、ちょっと心配をするんです。そういうような形にならなきゃいいなと、普通の懇談会という形になるように願います。以上です。

小野委員 三木委員が何を心配されているのかちょっと分からないんですが、私は基本的にね、先ほど委員長がおっしゃっているように、開かれた議会を目指してますので、まして自治会連合会の会長さんが、連合会の役員と色々議会と意志の疎通を図ろうという事で懇談会を設けたいという事で要請されたら、私は理解してますので、それはその内容がどうであろうと、これは先ほど委員長おっしゃってるように、飛ばすわけにはいかない。だから、それはどういう流れになんのか、それはその時の対応の仕方やし、その時にやはり住民の声はこういうものだ、改めて認識をまた新たにして、頑張っていけばいい、任期いっぱい頑張っていけばいいという事であまり心配する事はしない方がいいんじゃないかなと、あまり心配する事によって、何か私らが閉ざした議会を目指してるように誤解されてもいけませんので、それはもう受けて立たないかなと思いますので、すいません。

委員長 先程来、委員さんの中からもおっしゃっておられました、今、いろんな項目についても、議運として共通の認識をもってきちっと我々はこの風にして決めてきたんだという、きちっとした議会としての認識を持ってほしいというご意見もありました。その認識に立って議会がいろんな方とお話する時にでも、そういう同じ一致した認識で対応すれば、別に何も何ら問題もないという風に私は考えてますし、そしてまた今言われるように、住民の方、それはどういう事をおっしゃられるかは分からないですけども、できるだけやっぱりそういう懇談をするという事

については、やっぱり重視はしていきたいという風に考えておりますので、そうしましたら受けるという事で、あとについては議長の方、窓口で申入れされましたので、あと事務局と相談していただいて、また進めていただくという事でそれでよろしいですか。

(「ちょっとすいません。」との声)

議長 日程的にだいたいどの辺位がいいやろ。日はもうほとんどあれですよってん今月はもう委員会とか入ってきとるから。もしあれでしたら、4月24、25、26位、26日は厚生やからその昼からか、その3日くらいですわ、空いてるとしたら。

委員長 暫時休憩します。

(午後12時46分 休憩)

(午後12時48分 再開)

委員長 再開します。

自治会連合会の役員さんたちとの懇談会につきましては、向こう、相手さんのご都合もあるとは思いますが、現議長がお受けになったという事もあり、任期が終るまでに実行したいと、その事で4月24日、25日、この辺りが議長の方もご都合がいいという事ですので、また細部にわたりましては相手さんとの都合をご協議いただきました後、議員皆さんに通知を出していただくという事でご了解いただきたいと思ひます。

以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そしたら、そのようにさせていただきます。
他には議長の方からございませんか。

(な し)

委員長 事務局の方から本日もちよつと地方自治法改正資料も若干出させては
いただいておりますけれども、事務局の方から少し、それも含めて報告
がありましたら。

事務局長 先ほど会議の中で少し述べさせていただいておりますけれども、地方
自治法の改正の抜粋の分、議会に关します分の抜粋の分を資料として提
出させていただいております。全文につきましては、議会事務局の方で
保管させていただいておりますけれども、それ以外に他の総務委員会と
かまた厚生委員会、建設委員会、いろんなどころにもこの地方自治法に
ついては影響してくる部分があるかと思ひます。そこらについては、
閉会中の委員会なり会期中の委員会なりで担当の方からその辺の説明は
あるかと思ひますけれども、今日お渡しさせていただきましたのは、
前回、提出させていただきました以後で関係する部分、抜粋させていた
だいておりますので、また必要な部分がありましたら事務局の方まで
お申し付けいただきましたらその部分コピーさせていただきたいと思ひ
ます。全文については、かなり冊数が分厚いのでコピーもかなり枚数も
要するという事もございましたので、抜粋でお渡しさせていただいており
ますので、また中身の方ご参照いただきたいと思ひます。以上です。

委員長 事務局から説明のありました件で、何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。もし、細部にわたる資料が必要であれば、事務局の
方で保管をしていただいているので、またご覧いただけたらと思ひます。
そしたら、他に質疑ご意見等もないようですので、その他についても
終わらせていただきたいという風に思ひます。

以上をもって本日予定いたしておりました案件は、全て終了いたしました。

本日の委員会報告のまとめにつきましては、例によりまして、正副委員長にご一任いただきたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議会運営委員会はこれをもって終了いたします。長時間どうもご苦労さまでございました。

(午後12時51分 閉会)
